

共済だより

共
済
KYOSAI

平成30年10月発行 No.199



『養浩館庭園の秋』(福井市)

主な内容

組合会議員選挙	2
平成30年10月から退職等年金給付の基準利率等の値が変わります!	3
障害の状態になったとき～在職中でも年金を受給できます！～	4
医療費の推移	6
養育特例の手続きは お済みですか？	8
ジェネリック医薬品差額通知をお送りします	10
健康診断・人間ドック受診しただけで安心していませんか？	11
アイススケート・スキーリフト利用助成	13
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します！	14
冬のボーナスは組合員貯金へ	15
貸付事業からのお知らせ	16
エル・サポート・福井からのお知らせ	17

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

組合会議員選挙

11月15日執行予定

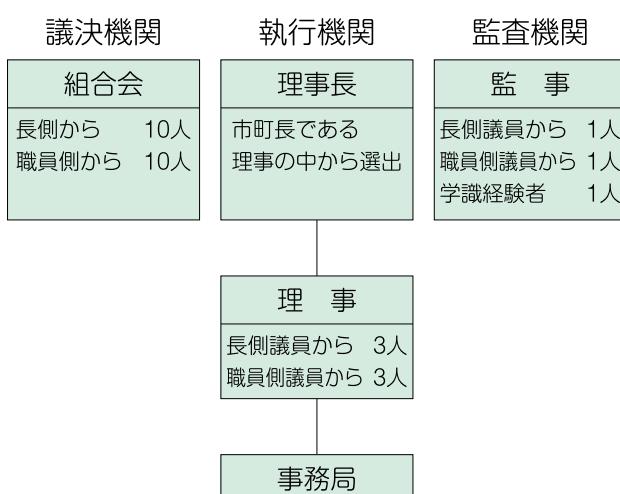
・共済組合の組織

私たちの共済組合には、その業務を運営するために、議決機関として「組合会」、執行機関として「理事長・理事」、監査機関として「監事」が設けられ、共済組合の事業が円滑かつ適正に行われるようになっています。

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置され、事業計画及び予算、決算等の重要事項の審議、議決を行います。

・議員の任期

議員の任期は2年で、現在の議員は、平成30年11月30日をもって任期満了となります。



【表1】市町長が選挙する議員の選挙区

選挙区		議員定数
第1区	福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	7人
第2区	敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

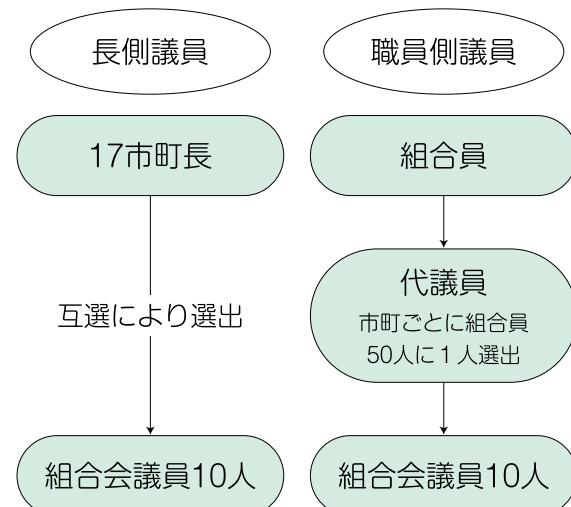
・選挙の方法

市町長が選挙する議員（長側議員）は【表1】の選挙区ごとに、市町長の互選により10人が選出されます。

市町長以外の組合員が選挙する議員（職員側議員）は【表2】の選挙区ごとに選出された代議員の投票又は代議員の過半数の者に異議がない場合には、代議員の指名推薦により10人が選出されます。

なお、代議員は、市町*ごとに原則組合員50人に1人選出されます。

*一部事務組合等は、所在地の選挙区に含まれます。



【表2】市町長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区		議員定数
第1区	福井市	2人
第2区	大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	5人
第3区	敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

お問合せ先

- 総務企画課 0776-52-7300
- 健康管理課 0776-52-7301
- 年金課 0776-52-7303
- 越路 0776-77-3151

組合の状況

(平成30年8月31日現在)

組合員数	9,422人
(男)	5,340人
(女)	4,082人
任意継続組合員数	92人
被扶養者数	7,465人
平均標準報酬月額(短期)	366,016円
(厚年)	358,758円
(退年)	359,046円

平成30年10月から退職等年金給付の 基準利率等の値が変わります！

退職等年金給付（年金払い退職給付）に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を、地方公務員等共済組合法及び関係政省令で定める方法に基づき、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これとあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、平成30年10月から平成31年9月まで適用される率が定まりましたのでお知らせします。

なお、本年は、基準利率が0.00%から0.06%に上がり、これに伴い終身年金現価率及び有期年金現価率が変更されたことから、終身退職年金及び有期退職年金の額が上がる場合があります。

※逆に、基準利率が下がった場合は終身退職年金及び有期退職年金の額が下がる場合があります。

1 基準利率

0.06 %



2 年金現価率

終身年金現価率		
年齢	H29.10～H30.9	H30.10～H31.9
60歳	27.407076	27.154816
65歳	23.006780	22.824757

有期年金現価率		
支給残月数	H29.10～H30.9	H30.10～H31.9
120月	10.000000	9.969571
240月	20.000000	19.879521

* 上記以外の年金現価率については「地方公務員共済組合連合会」のホームページを確認ください。

基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率等に関する詳細はこちら

<http://www.chikyoren.or.jp/>

トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

障害の状態になったとき

～在職中でも年金を受給できます！～

障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となって、障害等級が1級、2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき（＊）に支給されます。

なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。



障害厚生年金の受給資格

下記のフローチャートをご参照ください。

病気やけがをして初めて医師の診療を受けた日（初診日）は共済組合の組合員期間中ですか？

はい

初診日から1年6ヶ月が経ちましたか？

はい

共済組合 年金課までご相談ください。

いいえ

初診日から1年6ヶ月経過

いいえ

初診日当時の実施機関にお問い合わせください。

（＊）初診日の前々月までの保険料納付済み期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること

ただし、初診日が2026年4月1日以前の場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。

障害厚生年金の支給要件



次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日（注1）があり、かつ、障害認定日（注2）において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態（注3）にあるとき

② 障害認定日後に障害の状態になったとき（事後重症制度）

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

③ 他の障害と併合して初めて該当するとき（基準障害制度）

組合員である間に初診日のある傷病による障害「基準傷病」と、その他の傷病（基準傷病の初診日以前の傷病に限る。）による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

- (注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科技師の診療を受けた日をいいます。
- (注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日。または、その期間内に傷病が治つた日またはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日（※障害認定日の特例）をいいます。
- (注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。



※ 障害認定日の特例について

原則として、初診日から1年6ヶ月を経過した日を障害認定日としていますが、次の場合、障害認定日の特例として、初診日から1年6ヶ月を経過していないくとも障害認定日とすることとなっています。

①人工透析を行っている場合は、透析開始から3ヶ月を経過した日

※初診日から1年6ヶ月経過した日より後となる場合は、1年6ヶ月経過した日が障害認定日となります。

②人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合は、挿入置換した日

※人工骨移植術、骨切り術は障害認定日となりません。

③心臓ペースメーカー、人工弁、ICD（植え込み型除細動器）、CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した場合は、装着した日

④心臓を移植または人工心臓を装着した場合は、移植または装着した日

⑤胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤で人工血管、ステントグラフトの挿入置換した場合は、施術の行われた日

⑥人工肛門を造設または尿路変更術を施した場合は、施術の行われた日から6月経過した日

⑦新膀胱の造設を施術した場合は、施術の行われた日

⑧切断または離断による肢体の障害の場合は、切断または離断した日

⑨咽頭全摘出手術の場合は、咽頭全摘出した日

⑩常時（24時間）の在宅酸素療法を施行中の場合は、在宅酸素療法を開始した日

※必要時に使うものは障害認定日となりません。

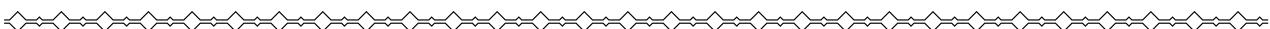
⑪脳血管障害による機能障害の場合は、初診日から6月経過日以後に、医学的観点から機能回復がほとんど望めないと認められるとき

⑫気管切開下での人工呼吸器（レスピレーター）を使用した場合は、初診日から6月経過日以後に、日常の用を弁することができない状態であると認められたとき

⑬胃ろう等の恒久的措置を実施した場合は、初診日から6月経過日以後に、日常の用を弁することができない状態であると認められたとき

⑭遷延性植物状態の場合は、障害状態に至った日から3月経過日以後に、医学的観点から機能回復がほとんど望めないと認められるとき

〈お問合せ先 年金課〉



表紙説明



『養浩館庭園の秋』

福井市宝永に位置する「養浩館庭園」は江戸時代中期を代表する名園の一つとして有名です。大きい池を中心広がる庭園と、その池に浮かぶようにして建つ数寄屋造りの建物が特徴であり、四季折々の様々な景色を楽しむことができます。

また、この庭園は福井藩主松平家の別邸であったため、名勝庭園ではめずらしく、かつての藩主と同じように座敷からゆったりと庭を眺めることができます。

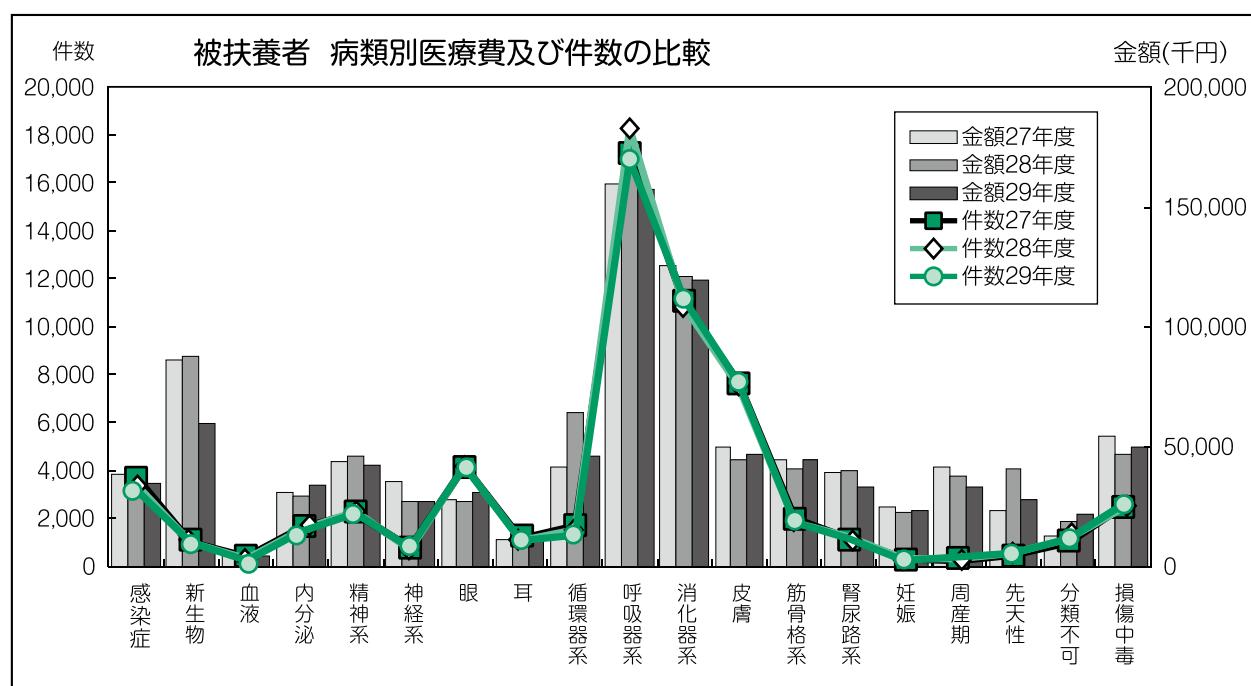
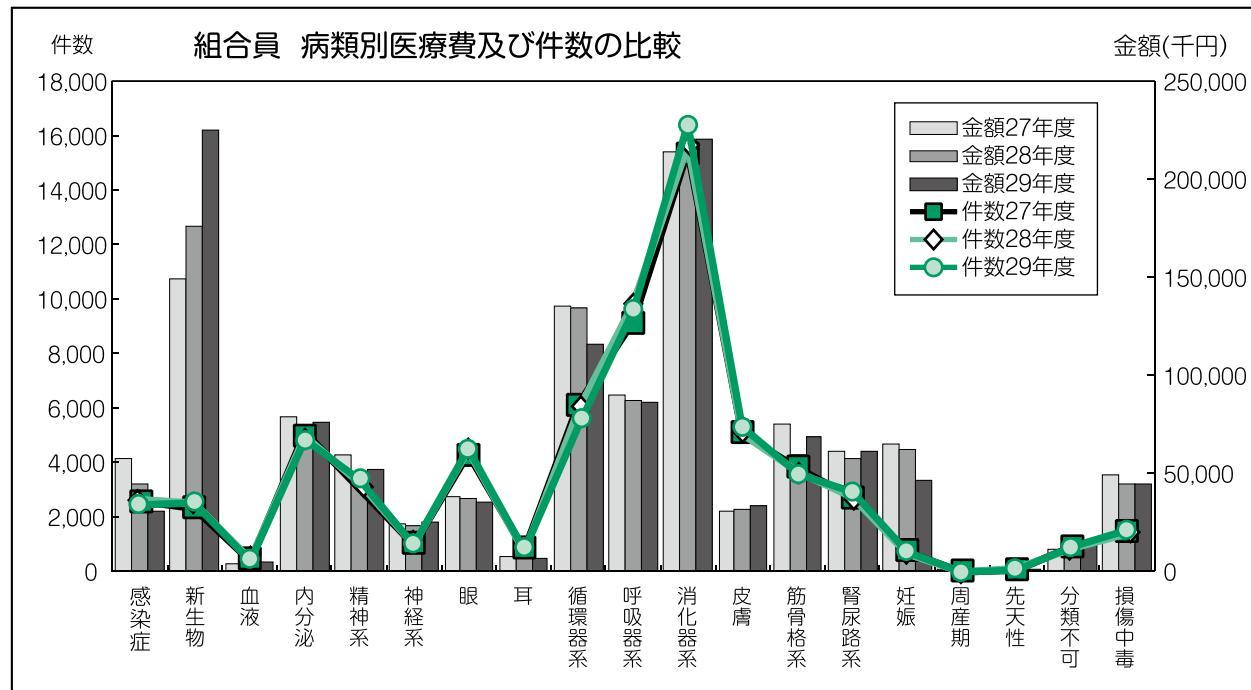
秋が深まるにつれ、紅葉が進み、彩り豊かとなる「養浩館庭園」にぜひお越しください。

医療費の推移

— 組合員本人、被扶養者ともに減少 —

平成29年度の病類別医療費の金額の順位をみると、組合員は 1位 新生物、2位 消化器系、3位 循環器系、被扶養者は1位 呼吸器系、2位 消化器系、3位 新生物となっています。

平成29年度の医療費（保健給付）は前年度に比べ、約4.5%（9,380万円）減少しました。

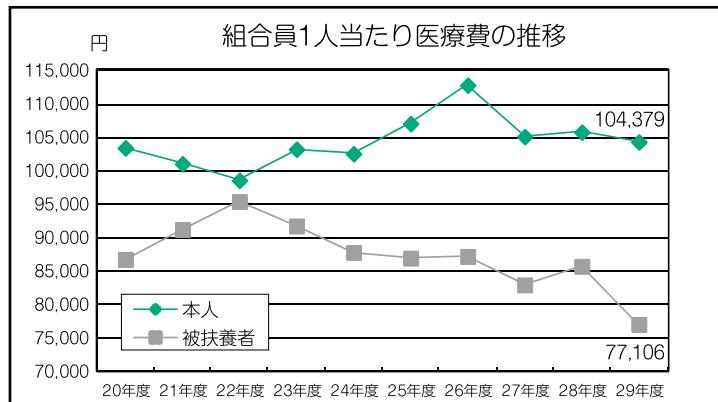


主な 疾患 病状	新生生物	胃癌・大腸癌・乳癌・肺癌・白血病・良性新生物	循環器系	高血圧・心筋梗塞・心不全・脳梗塞・脳内出血
	呼吸器系	急性鼻咽頭炎（かぜ）・肺炎・アレルギー性鼻炎・喘息	消化器系	う蝕（むし歯）・歯周疾患・胃炎・胃潰瘍・肝炎・膵炎・胆石

組合員1人当たり医療費

前年度に比べ、本人が1.4%、被扶養者は10.1%減少しました。

特に、被扶養者の入院による医療費が24.9%と大きく減少しています。

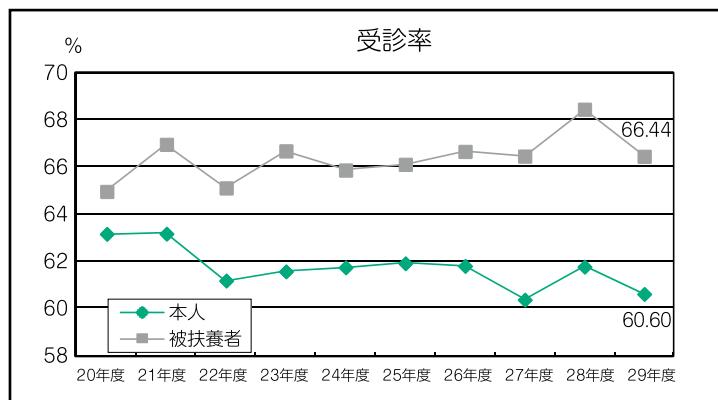


医療費の三要素

受診率の推移

受診率は、年間の受診件数を年間延べ組合員数（被扶養者は被扶養者数）で除した割合です。

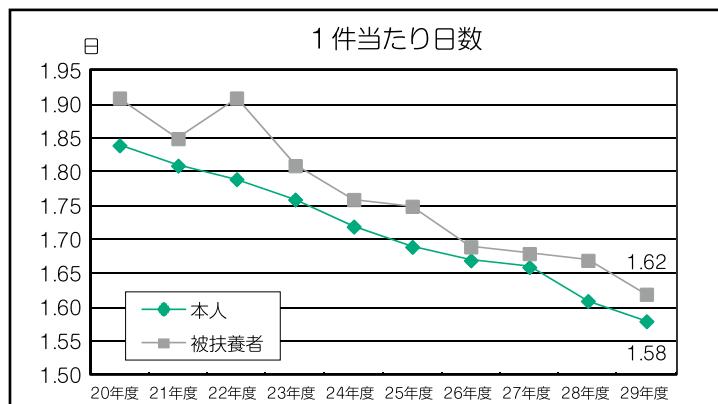
前年度に比べ、本人、被扶養者ともに減少しました。



1件当たり日数の推移

本人、被扶養者ともに減少傾向にあります。

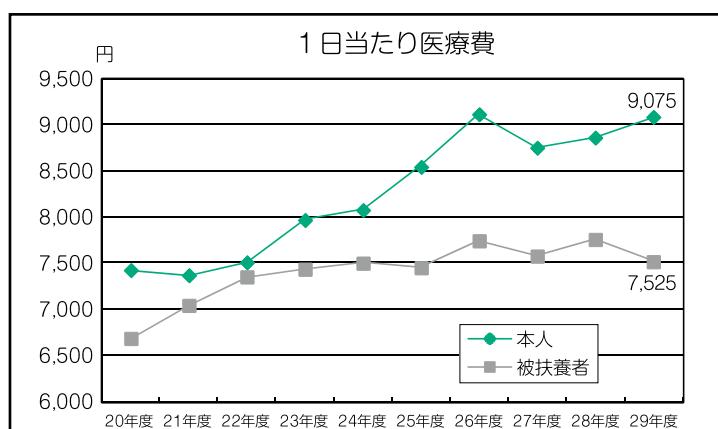
特に入院は、医療技術の進歩や政策により短期化しています。



1日当たり医療費の推移

前年度に比べ、本人は増加、被扶養者は減少しました。

10年の動きをみると本人、被扶養者ともに増加傾向にあります。



平成30年度7月までの医療費（保健給付）は前年度同期と比べ4.2%減少しています。

治療が遅れると医療費も多額になる可能性があります。

組合員の皆様におかれましては、早期発見・早期治療にこころがけ、健康診断や人間ドックで精密検査や治療が必要とされた方は必ず病院で受診しましょう。

<お問合せ先 健康管理課>

養育特例の手続きはお済みですか？

「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月（基準月）の標準報酬月額（＝従前標準報酬月額）よりも下回った期間において、将来年金を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。



◆申出が必要です！

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課（総務課・職員課など）で入手してください。

◆時効があります！（2年）

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、仮に平成28年10月時点で養育特例の対象となっている場合、平成30年10月末までに申請書の提出がなければ、平成28年10月は、時効により養育特例の対象外となってしまいますので、ご注意ください。

◆掛金（保険料）・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。ですから、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請をしたからといって、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定（増額）されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬月額に基づいて算定されます。

※ お子さんの数などによっても取扱いが異なりますので、まずは、共済組合の担当者又は共済組合健康管理課までお問い合わせください。

育児休業手当金・介護休業手当金の上限額について

育児休業手当金及び介護休業手当金につきましては、それぞれの計算式に基づき給付日額（1日あたりの支給額）を算出します。

ただし、計算に用いられる標準報酬の月額や給付日額には、雇用保険法の規定に準じた上限額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この上限額も毎年見直されています。

平成30年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区分	給付日額	
育児休業手当金	育児休業の期間が180日に達するまでの期間の方	※1 13,695円
	育児休業の期間が180日を経過した方	※2 10,220円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額		470,000円

★育児休業手当金

給付日額（1日あたりの支給額）

※1 標準報酬の日額 × 67/100

※2 標準報酬の日額 × 50/100

標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 × 1/22 (10円未満四捨五入)

区分	給付日額
介護休業手当金	15,075円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	
500,000円	

<お問合せ先 健康管理課>

高額介護合算療養費の申請について

- 医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあっては、高額療養費等の支給を受けてなお、重い負担が残っていることがあります。
- そこで、医療と介護の1年間の自己負担額（高額療養費等の差し引き後）の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが創設されています。
- 「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

●支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

●支給対象となる方

基準日（7月31日）に医療保険上の世帯（共済組合にあっては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。）内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の自己負担額（高額療養費・附加給付等の差し引き後）の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

●支 給

制度ごとに按分して、医療保険（共済組合）からは「高額介護合算療養費」が、介護保険（市町村）からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額（年間ににおける自己負担限度額）		
	70歳未満	70歳以上の世帯 【平成30年7月まで】	70歳以上の世帯 【平成30年8月から】
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円		2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円以上830,000円未満	1,410,000円	670,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円以上530,000円未満	670,000円		670,000円
標準報酬の月額 280,000円未満	600,000円	560,000円	560,000円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)		310,000円	310,000円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)	340,000円	190,000円	190,000円

対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

★自己負担額の合計が基準額を超える方へ・・・申請手続きについて・・・

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書（医療費のお知らせ）」等を確認のうえ、高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との集計が上表の額を超える場合は、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合への高額介護合算療養費の申請に必要となります。

なお、申請を希望される場合は、事前に共済組合健康管理課又は共済事務担当課へお問い合わせください。

困ったとき、迷ったとき、悩んだとき・・・
まずはお電話ください！

電話相談「健康相談 ハローふくい24」

（ハロー みんなの ふくい）

フリーダイヤル 0120-86-3-291

☆ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。
☆ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。



（カウンセリング
年間5回まで無料）

Eメール相談「ハローメール相談」 メンタルヘルス専用アドレスあります

Eメールでもご相談できます。24時間以内に発信アドレスあて回答します。
(ご相談内容によっては多少回答に時間をおこす場合もあります。)

福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。

<http://www.fukui-kyosai.jp/>

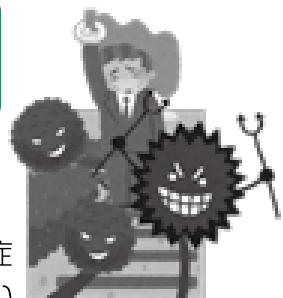
または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

総合的な健康相談アドレス	「 http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html 」 ユーザー名「hellomail」 パスワード「soudan」
メンタルヘルス専用アドレス	「 http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html 」 ユーザー名「863291」 パスワード「863291」

<お問合せ先 健康管理課>

ほんとうに怖い 「糖尿病」

危険な現実に目を背けていませんか？



重症化予防のために受診をお勧めする通知を発送します。

糖尿病は、生活習慣病の代表格とされており、自覚症状がないまま進行し、重症化すると様々な合併症を引き起こして、日常生活に支障をきたすことになるという、とても恐ろしい病気です。

「そんなことは知ってるよ」…でも、すでにその危険なレールの上を走り始めていることに気付いていない方、あるいは、気付いているのに終着駅はまだまだ遠い…と危機感を持っておられない方が大勢いらっしゃいます。

共済組合では、平成29年度の特定健康診査の結果と直近の治療の状況等を統合分析して、「糖尿病の危険性が高い方（HbA1c \geq 6.5%）＝精密検査など受診を必要とされる方」のうち、医療機関での受診が確認できない方を対象に、ご自宅にて「重症化予防受診勧奨通知」を送付いたします。

通知が届いた方には、すでに指導の域を超えて、治療が必要なレベルであることを意識していただき、早急に医療機関に受診されることをお勧めします。

なお、今回通知が届かなくても、健康診断等の結果、基準値を超えている方（HbA1c≥5.6%）におかれましては、決して正常な状態ではないことを認識していただき、本格的な糖尿病にならないためにも、食事の改善や運動に取り組むことをお勧めします。

糖尿病に伴う合併症の怖さに目を背けず、一刻も早く危険なレールから降りてください。

ジェネリック医薬品差額通知をお送りします



共済組合では、医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。

10月頃に、下記の対象者へ、所屬所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

★ジェネリック医薬品とは？

新薬（先発医薬品）の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。

(新薬が効能追加を行っている場合など異なる場合があります。)

★通知対象者

今年4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。
(対象期間にお薬を処方された方全員に通知するわけではありません。)

★通知の見方

共濟 太郎 様
(999- 9- 9999- 99999999)

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、
軽減可能な金額の目安です。

太郎様が平成99年9月処方分を
トリック医薬品に切り替えた場合

最大 556円 軽減可能です

平成99年9月 の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※③	削減可能額 ※④	切替後 支払額
共済調剤薬局							
○○○錠5	56.80	60.0錠	¥ 1,022	△△△△△錠5mg 「□□□」	□□□薬品	¥ 556	¥ 466

この月に処方されたお薬（先発医薬品）の分で試算しています。
薬局または病院ごとにお薬名やお薬代など記載しています。

処方されたお薬（先発医薬品）から切り替えることができるジェネリック医薬品の名称等です。

最大3種類記載していますが、他にも切り替えができるお薬が存在することがあります。

まずは医師や薬剤師にご相談ください！

症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない場合があります。または、医師や薬剤師にご相談ください。



<お問合せ先 健康管理課>

健康診断・人間ドック受診しただけで安心していませんか？ 専門家から生活改善のアドバイスを受けるチャンス！ **特定保健指導**

共済組合の組合員の C子さん と E子さん の会話（ある医療機関にて）

C子：あら！久しぶり～！なに？どっか悪いんか？（°_°）

E子：あらあ～！ほんと、久しぶりやの～！変なとこで会うてもたね～（^▽^；）

C子：どうしたんやの。（^-^）

E子：ほれがの～、私、今年の健康診断で血圧が高くての～。ちょっと心配になつたで診てもろたんやって。ほしたら、薬飲まなかんらしくて、定期的に通院してるんやって～。

C子：ほれは、大変やの～。ほやけど、早いうちに診てもろて良かったがの。下手したら、倒れてたかもしれない。そんなことになつたら、おおごとやでのー（・△・）

E子：ほやっての～。入院とかしたら、いろいろ大変やでのー。ちゃんと、薬、飲むわ～（- -；）
ところで、C子さんはどうしたの？

C子：あたしは、アレよ、アレ！特定保健指導～。今日は途中面談の日でさ。頑張ってるざ～（*~▽~）v

E子：そなんや、えらい、えらい！あたしはさ、腹囲がセーフやつたで指導対象にはならんかったけど、むしろ、気付かずに放置の可能性もあつたでの。保健指導は、健康を意識する良いきっかけになるの～。

C子：ほやの～。おかげ様で地道に瘦せてきたし、何より「血糖値」も「血圧」も落ち着いてきたんやって。

E子：あら～、ほれは良かったの～。やっぱ、注意されたら放つといたらあかんの～。

C子：ほやさ！指導を面倒がる人もいるけど、結局は自分のため、家族のためやでの～。うちの旦那にも、最後までしっかり受けさせなあかんわ！ E子さんも、薬、飲み忘れんようにしなあかんよー。

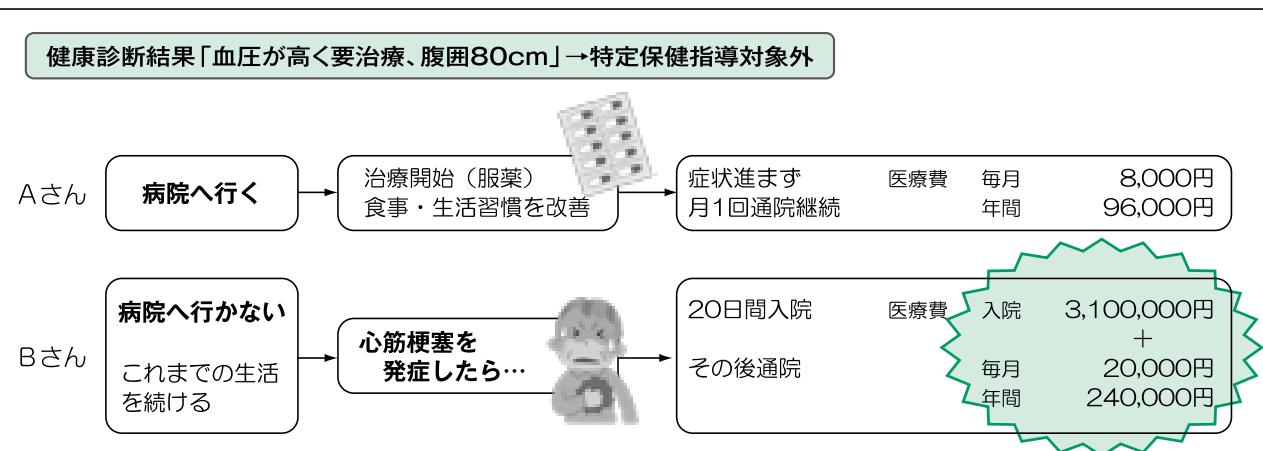
E子：ありがとー！ま、ほやけど、今度いつべん美味しいもんでも食べに行こっさ。たまには、いいがの～！

C子：ほやほや！食べ過ぎたら、いつもの2倍歩くわ～♪(^皿^)ノ

健康診断や人間ドックの受診結果で、異常値が見つかったのに放置していませんか？生活習慣病は、自覚症状がないまま進行します。今のままの生活を続けていると、重症化して将来大きな病気を発症するかもしれません。健診結果が同じでも、そのあとの行動で、生活も医療費も大きく変わります。

共済組合では、40歳以上75歳未満の組合員・被扶養者で、メタボリックシンドロームのリスクが高い方に対して特定保健指導のご案内をしています。健診結果に異常があった場合は、生活習慣を見直してみてください。また、再検査や治療が必要と判断された場合は、必ず病院に行きましょう。

〈健診後の対応によって病状や医療費が異なる例〉



- ・あくまで一例であり、病状や治療方法により医療費の金額は異なります。
- ・医療費の金額は保険診療費で、自己負担額と共済組合負担額を合わせた額です。
- ・入院時の個室使用料、食事料などは含んでいません。
- ・自己負担額は、負担割合、高額療養費制度、附加給付制度等により金額が軽減される場合があります。

被扶養者の認定取消について

被扶養者認定の取り扱い基準については、『共済だより』でその都度ご案内しておりますが、今回は18歳以上の被扶養者の更新手続きでよくある取り扱いをQ&A形式にしてみたので、扶養申請手続きの参考にしてください。

Q

別居している23歳の子供が、国家試験を受けるために、現在、短時間のアルバイト（収入月額5万円）を行なながら、国家試験セミナーに通っています。

しかし、アルバイト収入では生活ができないため、毎月10万円の仕送りを行っていますが、被扶養者として認定（更新）できますか？

A

被扶養対象者は18歳以上であり、国家試験セミナーには在籍していますが、全日制の学生ではないため、本来なら稼働能力があるとみなされて被扶養者として認定（更新）できない方になります。ただし、組合員の収入により生計が維持されている状況が客観的に証明されれば被扶養者として認定（更新）できる場合がありますので、更に具体的に詳細を確認させていただき判断することになります。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の組合員証・組合員被扶養者証の取扱いには特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、全額返還していただくことになりますので、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証を病院の窓口に提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出てください。

<お問合せ先 健康管理課>

共済組合事務担当者会議を開催しました

7月17、25日に、県内2会場において共済組合の実務担当者を対象とした共済組合事務担当者会議を開催しました。

嶺北、嶺南併せて33所属所、49人の担当者に参加いただき、各事業の改正点や事務手続き上のポイントを中心に説明させていただきました。



冬を思いっきり楽しもう! アイススケート・スキーリフト利用助成

この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成を下記の内容で実施する予定です。

詳細につきましては、別途各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。

冬ならではのスポーツを楽しみましょう!

アイススケート利用助成

11月1日
オープン予定!!



対象施設	ニューサンピア敦賀 アイススケート場
助成対象期間	平成30年11月1日（木）～平成31年5月5日（日）予定
助成内容	組合員及びその家族が、窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると施設入場料から助成券1枚あたり500円が差し引かれます。（貸靴料等は助成対象外です。）
利用助成券	平成30年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券（500円×6枚）」をお使いください。（再発行はいたしません。） ただし、平成31年4月1日以降は、30年度の助成券はお使いになれません。

スキーリフト利用助成



予定対象施設	九頭竜スキー場、和泉スキー場、六呂師高原スキーパーク、スキージャム勝山、雁が原スキー場、今庄365スキー場、新保ファミリースキー場、国境高原スノーパーク
助成対象期間	平成30年12月1日（土）～平成31年3月31日（日） (ただし、営業の状況については各スキー場にお問い合わせください。)
助成内容	組合員及びその家族がリフト券を購入する際、販売窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると、指定スキーリフト券の料金から助成券1枚あたり500円を差し引いた金額で購入できます。
利用助成券	平成30年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券（500円×6枚）」をお使いください。（再発行はいたしません。）

ライフプランセミナーのご案内

共済だより7月号でもご案内いたしましたが、共済組合では、「第二の人生」をより生き生きとした有意義なものとしていただきため、ライフプランセミナー（退職準備型）を、今年度も嶺北地区・嶺南地区2ヶ所で開催します。

年度末退職予定の方はもちろん、近い将来ご退職となる皆様に、退職後の生活設計の参考として毎回大変ご好評をいただいているセミナーです。

内容は50歳以上の方を想定したシミュレーション等となっておりますが、40代以下の方でも、興味があれば、ぜひご参加ください。

現在、各所属所を通じて参加募集中ですので、参加ご希望の方は、各所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお申し出ください。

開催日時	平成30年11月9日（金） 13:30～16:30	平成30年11月29日（木） 13:30～16:30
会場	[嶺南会場] パレア若狭	[嶺北会場] 福井県自治会館
定員	50名	70名
締切日	平成30年10月19日（金）	
内容（予定）	講師：野村證券株式会社 シニア・アドバイザー 木田 登氏 1 定年前に知っておきたい年金・介護 2 お金の寿命の把握と生活設計の考え方（シミュレーション活用） 3 税制を活用した資産管理の基礎知識（「つみたてNISA」など）	



<お問合せ先 健康管理課>

共済だより 30.10



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します！

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、秋から冬にかけて、かかりやすくなるカゼやインフルエンザ予防のための医薬品を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

申込みの際の注意

- ① 「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
- ② FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

代金の支払方法

商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。

申込締切日

平成30年11月15日（木）

今回のおすすめ商品

商品番号 14 ポピクルX クール&クール

のどの患部に直接噴射し、のどを殺菌します。のどの荒れや腫れ、のどの痛み、声枯れなどの不快な症状を緩和します



急な風邪の対策にいかがですか

商品番号 29 小児用バファリンCⅡ

お子様の急な発熱を素早く緩和します。胃に優しく、眠くなる成分を使用していないため安心です。飲みやすいフルーツ味です。

<お問合せ先 健康管理課>

協定保養所のご案内

当共済組合の協定保養所である宿泊施設の営業につきまして、下記のとおりお知らせします。

◆営業終了について

「溪流荘」（北海道札幌市） 平成30年10月27日をもって 営業終了

平成30年10月9日（火）からの福井銀行の24時間365日振込入金取扱い開始に伴う当組合宛てのお振込みについて

全国銀行資金決算ネットワークに加盟している金融機関の稼働時間が拡大されるため、当組合の取引金融機関である福井銀行も稼働時間が拡大されることになりますが、当組合宛てのお振込みは、会計処理の都合上、下記のとおりの取扱いとなりますのでご了承願います。

また、当組合の組合員貯金への臨時入金のお振込みは、従来どおり、振込口座等の過誤を防止する観点から銀行窓口での手続きをお願い申し上げます。

当組合口座への即時入金を抑止する時間帯

平日営業日	午後3時30分から午前0時まで	
月末営業日	福井銀行本支店からの振込抑止	午後3時30分から午前0時まで
土曜日・日曜日・祝日	福井銀行以外の銀行からの振込抑止 午後4時30分から午前0時まで	

冬のボーナスは組合員貯金へ 年利1.0%

(半年複利)

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

冬のボーナスの積立は、賞与から自動的に天引きできる、「賞与積立」がおすすめです！

*利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。



年末年始の払戻日に
ご注意ください！

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

ただし、祝日（11月23日（金））・年末年始（12月29日から1月3日まで）は払戻ができませんので、ご注意ください。

「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前（土日・払戻注意日払戻請求書の当組合必着日祝日は除く。）までに共済組合へ提出してください。特に右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

- 年内最終払戻日は12月28日（金）、払戻請求書必着日は12月26日（水）です。
- 新年の払戻は、1月4日（金）から行いますが、払戻請求書必着日は12月27日（木）となっておりますのでご注意ください。

（10月から1月までの払戻注意日）

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
10月 9日（火）	10月 4日（木）
10月10日（水）	10月 5日（金）
11月27日（火）	11月22日（木）
12月25日（火）	12月20日（木）
12月26日（水）	12月21日（金）
12月28日（金）	12月26日（水）
1月 4日（金）	12月27日（木）
1月 8日（火）	1月 4日（金）

組合員貯金残高通知書をお届けします

9月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。（任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。）平成30年度上半期（4月～9月）の入出金状況等を記載していますので、ご確認ください。

【組合員貯金残高通知書の見方】

利息組入後の残高			
組合員貯金 残高通知書	付申し上げますので、ご査収ください。	税区分	の残高 円
普通貯金		30.9.30	30.3.31
		課税	0
			340,740
		=	
決算日	利率（%）	税率（%）	非課税限度額（万円）
30.9.30	1.0	20.315	

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名	〇〇銀行
支店名	〇〇支店
預金種目	普通預金
名義人	キョウサイ 知り
（所属所）	（証番号）
123	-
4567	(
890)	

差引積立額 = 「積立額合計」 - 「払戻金額合計」

給与積立
賞与積立
臨時入金

一部払戻

氏名
清太郎 様

差引積立額 円 + 税込利息額 円 - 所得税額 円

340,000 + 926 - 187

お積立等明細

日付	種別	金額（円）	日付	種別	金額（円）
30.4.20	給与積立	10,000	30.9.27	一部払戻	70,000
30.5.21	給与積立	10,000			
30.6.21	給与積立	10,000			
30.6.29	賞与積立	50,000			
30.7.12	臨時入金	300,000			
30.7.20	給与積立	10,000			
30.8.21	給与積立	10,000			
30.9.21	給与積立	10,000			

（注）今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

現在、払戻金の振込先
となっている登録口座です。
間違いがないか確認をお願いします。

<お問合せ先 総務企画課>

共済だより 30.10

貸付事業からのお知らせ

貸付利率

年利1.26%
(変動金利)

貸付事由	貸付限度額
普通貸付	物品の購入で臨時に必要な費用
住宅貸付	自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用
特別貸付	入学貸付 組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む。)の入学に要する費用
	修学貸付 組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む。)の就学に要する費用
	結婚貸付 組合員または子、孫もしくは兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付 組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭に要する費用

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



住宅貸付は
抵当権設定不要

要望に応じて
手数料なしで繰上償還

返済は
安心の給料天引

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

平成30年10月からの退職等年金給付の基準利率改定(P3参照)に伴う貸付利率の変更はありません。

※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問い合わせください。HPでも確認いただけます。

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」発行のお知らせ

租税特別措置法の規定により住宅取得等特別控除を受けられる方を対象として、次の区分により「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行します。

平成19年1月1日から平成29年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

平成30年11月中旬頃に、平成30年12月末日現在の未償還(予定)残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、年末調整にご利用ください。

平成30年1月から12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

平成31年1月中旬頃に、平成30年12月末日現在の未償還残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、確定申告にご利用ください。

前記に該当しない方で住宅取得等特別控除を受けられる方

前記1、2に該当しない方で「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を必要とする場合は共済組合総務企画課までお問い合わせください。

※ 当組合のデータ管理において、「住宅借入金等特別控除」の適用条件全てを把握することができないため、平成19年1月1日以降に住宅等貸付を受けた方すべてに年末残高証明書を発行しています。「住宅借入金等特別控除」の対象とならない方の証明書も含まれていますので、不要な方は、理由を付して共済組合へお返しください。次年以降は送付しないようにします。

※ 一部または全額繰上償還をした場合は、住宅取得等特別控除を受けられない場合があります。

※ 住宅取得等特別控除を受けるための条件等は、最寄りの税務署で確認してください。

<お問い合わせ先 総務企画課>

新規加入・更新の時期になりました!

所得補償保険

保険金お支払い事例

3A型(月々3,350円)でご契約の37歳Aさんの場合(月額補償額211千円)の場合

1 階段から転び足首を骨折、2週間入院および自宅療養

- 最初の4日間が入院の場合、最初の4日間もお支払いの対象
- 入院および自宅療養の14日間がお支払対象になります
- $211\text{千円} \times 14\text{日間} / 30\text{日} = 98,467\text{円}$

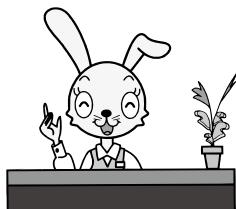
約9万円
お支払い



2 人間関係のトラブルから「うつ病」で半年間自宅療養

- 就業不能180日間のうち、4日間は支払対象外
- 自宅療養の176日間がお支払対象になります。
- $211\text{千円} \times 5\text{ヶ月} + 211\text{千円} \times 26\text{日間} / 30\text{日} = 1,237,867\text{円}$

約123万円
お支払い



詳細は、パンフレットもしくはこちらのQRコードを
読み込んでいただき内容をご確認ください。
WEBパンフレットのIDは E5794000です。



ID E5794000

団体ゴルファー保険

ゴルファー保険 ゴルフライフを万全の備えで!!

「ゴルフ場外」での事故は保険の対象外となります。(ただし、賠償事故についてはゴルフ場外でも対象となります。)

「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習、または競技を行う施設で、施設の利用については、料金を徴するものをいいます。(パーゴルフ等は対象から外れます。)

補償内容	年間保険料	4,000円
傷害	死亡・後遺障害	190万円
	入院1日につき	2,850円
	通院1日につき	1,900円
	ゴルフ用品の損害	12万円
	ホールインワン・アルバトロス費用	20万円
	賠償責任(自己負担額なし)	1億円

一般
保険料の
**5%
引き!**

募
集
スケジュール等

申込方法

パンフレットに添付しました振込用紙及び加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、振込用紙で保険料を最寄の福井銀行窓口にてお振込みください。加入依頼書は、次の①、②のどちらかでご提出ください。

- ①継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送して下さい。
- ②新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出して下さい。

申込締切日 保険期間

平成30年11月9日(金曜日)
平成30年12月15日から1年間

平成31年度 新規加入・更新のご案内が始まります!

(平成30年11月初旬~)

制度内容

制度名称

給付内容

退職後継続

生活サポートプラン

死亡された場合、公的遺族年金の補完として、ご遺族へ長期間年金をお支払いします。また、所定の高度障害状態に該当された場合にもお支払いします。

医療保障保険

病気・ケガにより継続して2日以上入院した場合、1日につき3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の入院給付金をお支払いします。
※8,000円については、本人のみの取扱いとなります。

Wide 医療

疾病・傷害による手術給付、7大疾病（三大疾病+所定の生活習慣病）^(注)による入院・手術給付、女性疾患での入院・手術給付等を幅広く補償します。

保険年齢
69歳まで
継続可能

(注) 三大疾病とはがん、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。

三大疾病支援制度

所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、100万円・200万円・300万円をお支払いします。
(主契約)
特約を付加することにより7大疾病および上皮内新生物を保障します。

傷害総合保険

不慮の事故による入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも、賠償責任保険金、介護保険金や携行品損害保険金の給付もあります。

一時払退職後
傷害保険
(保険期間10年間)

所得補償保険

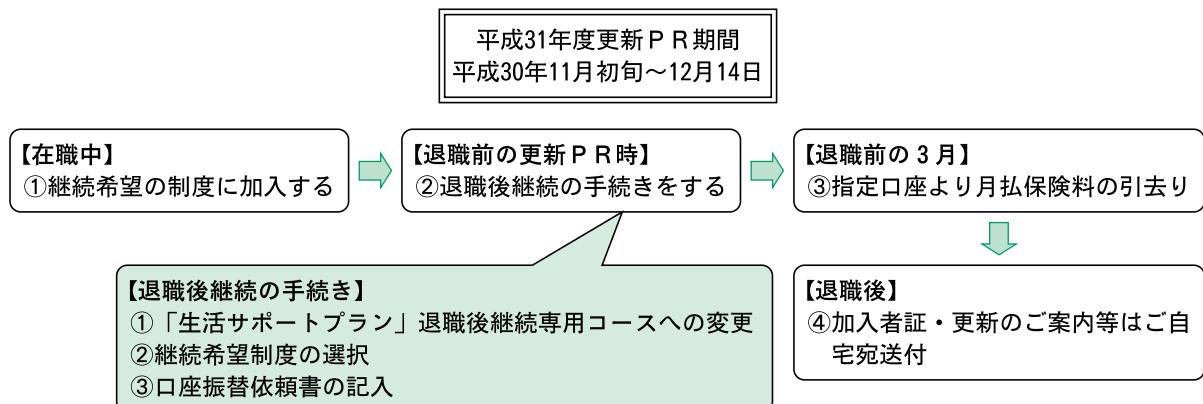
ケガ、または病気によって就業不能（治療のため入院または自宅療養）になった場合、お支払い対象となります。
 ●本人および有職の配偶者が加入できます。
 ●無事故の場合は、掛金の20%をお返しします。
 ●医師の指示による自宅療養期間も、保険のお支払い対象です。
 ●入院による就業不能は、1日目からお支払いします。

退職後継続なし

一般の15%引

「生活サポートプラン」は退職後も 保険年齢69歳まで継続加入することができます!

退職後継続手続きの流れ



【お願い】

今年度末でご退職されるご加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。
つきましては、以下の手順にてお手続きをお願いします。

- ①所属所の共済組合事務担当課またはエル・サポート・福井 (TEL: 0776-28-0413) までご連絡をお願いします。
- ②所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。

【ご注意】

退職後継続加入の取扱いは、退職年度の3月末日時点で満50歳以上の方に限ります。

※平成30年度中（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に退職される場合、平成31年3月31日時点で満50歳以上の方が退職後継続可能です。

ご案内スケジュール（予定）

平成30年 10月下旬	●「所得補償保険」更新PR開始
11月初旬	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 「傷害総合保険」・「Wide医療」 更新PR開始 ※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。
12月14日（金）	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 「傷害総合保険」・「Wide医療」・「所得補償保険」 申込締切日
平成31年 4月1日（月）	●更新日

各制度の内容につきましては、
募集時に配布いたしますパンフ
レットをご参照ください。

MY-A-19-他-000104 MYG-A-18-LF-527



保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供（第三者提供）させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

共済組合の取り扱う保険

- | | | |
|------------------|-----------------|--------------|
| ア. 生活サポートプラン | イ. 医療保障保険（医療特約） | ウ. Wide 医療 |
| オ. つなぎ積立年金 | カ. 傷害総合保険 | キ. 所得補償保険 |
| ケ. 団体地方公務員賠償責任保険 | コ. 一時払退職後終身保険 | サ. リレー定期 |
| ス. 退職後三大疾病支援制度 | セ. 一時払退職後傷害保険 | シ. 退職後医療保障保険 |

共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部課署コード、職員番号
- イ. 組合員各位の転出・転入情報
- ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

- 利 用 目 的 団体保険契約の事務手続き
- 共済組合から保険会社等に提供される個人データ

保険金請求時の必要書類に記載される個人データ

（戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等）

- 情報提供の手段 加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。

なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

* 上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。



東京での泊りは『東京グリーンパレス』へ
 東京へお出かけのときにご利用ください。



福井県市町村職員共済組合の組合員の皆様へ

組合員様限定のお得なインターネット予約限定プランです！

秋得！宿泊プラン

<http://www.tokyogp.com/>

→当ホテルホームページより
インターネットにてご予約下さい。

販売期間：平成30年9月1日（土）～11月30日（金）

シングル 1名様	8,000 円～
ツイン 2名様	15,000 円～

ご宿泊料金はおおむねにより変動致します。

ご予約・お問い合わせ

TEL 03(5210)4600 FAX 03(5210)4644

〒102-0084 東京都千代田区二番町1番地 [ホームページ] <http://www.tokyogp.com/>

ご利用特典

- ① 朝食チケット（約30種の和洋バイキング）
- ② 館内レストランでご利用頂ける
ワンドリンクチケットをプレゼント

（ご利用可能時間 16:00～21:00）

他にも各種旅行会社のきつと宿泊がパックになったお得なプランもございます。

飛行機と宿泊がパックになったJALまたはANAの
ダイナミックパッケージも当ホテルホームページの
トップページからご予約いただけます。
また、一般的な旅行代理店（JTBやKNTなど）でも
当ホテルの商品を取り扱っている店舗がございます。
お近くの旅行会社に直接お問い合わせ下さい。

各種宴会予約受付中

忘新年会は越路へ！



定番の会席料理 仲間で囲む鍋料理 皆さんで宴会をお楽しみください。



花コース イメージ



しゃぶしゃぶセット

【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

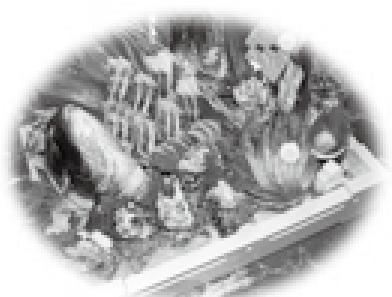
大人	閑散期	通常期	繁忙期
風コース	9,520円	10,180円	11,370円
月コース	10,700円	11,360円	12,550円
花コース	11,880円	12,540円	13,730円

【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
寄せ鍋セット	10,700円	11,360円	12,550円
すき焼きセット	11,880円	12,540円	13,730円
しゃぶしゃぶセット	11,880円	12,540円	13,730円
かにちり鍋セット	13,070円	13,730円	14,920円

鍋料理は2名様以上で！寄せ鍋は10月から、かにちり鍋は11月からとなります。

おすすめ単品メニュー



舟盛り17,900円



あわび踊り焼き3,500円



ステーキ3,500円



サイコロステーキ2,500円



お造盛り1人前2,000円～



各プランの詳細、空室状況はお電話
またはホームページで確認して下さい。

皆さまのご利用をこころからお待ちしております。

越路



温もりを大切に、
真心込めて
お迎えいたします。

(食欲の秋) 越路自慢のコース料理をご堪能下さい。



喫煙室をロビーに設置しました。
喫煙家の皆さまご利用下さい。



「県内人気の紅葉スポット」

越路に泊まって県内の紅葉観光はいかがですか。



大野市刈込池



池田町かずら橋

【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	8,700円	9,230円	10,190円
幼児セット	5,960円	6,490円	7,450円

【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

幼児	閑散期	通常期	繁忙期
幼児セット	4,680円	5,070円	5,670円

●直営保養所利用助成券により、1泊2食のご利用で小学生以上は4,000円（土曜日3,000円）が助成されます。

☆ご予約・お問い合わせは… 福井県市町村職員共済組合保養所

TEL 0776-77-3151 FAX 0776-77-3868

ホームページ <http://www.koshiji.biz>

越路

編集、発行 福井県市町村職員共済組合 〒910-8554 福井市西開発4丁目202-1 (福井県自治会館内)

T E L (0776) 52-7300 F A X (0776) 52-7305

URL:<http://www.fukui-kyosai.jp/>

Email:ctvs@fukui-kyosai.jp